

	<p>○年金改定率の下限について、どう考えるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平均余命の伸びも加味した調整も検討すべきである。(井手・岡本・矢野) <p>【名目年金額下限型を支持する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 年金改定率の下限については、名目年金額下限型にするべきである。(大澤) 物価下限型よりも名目年金額下限型の方がより望ましいのではないか。(堀) 名目年金額下限型を採用するか、あるいはさらに踏み込んで、一定水準を超える年金については年金額の改定を当分の間凍結するということも考えられよう。(山崎) <p>【物価下限型及び名目年金額下限型の問題点を指摘する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 物価下限型を採用すれば既裁定者については調整が十分働くかない。名目年金額下限型を採用すれば、名目額が保証されるため、スライド率に係る指標が大幅なマイナスとなった場合に調整が十分働くかない。これでは、世代間の負担と給付のアンバランスのは正の面で不十分。次期改正において、相当程度の引下げを実施していく必要があるので、名目額を減らすことも聖域化しないで検討すべき。(岡本・矢野) マクロ経済スライドを導入の際は、世代間の負担と給付のアンバランスを解消するため、早期に引下げを実施していく必要があり、加えて、下限を設けずに、指標がマイナスになった場合は、名目年金額を減らすべきである。(井手・岡本・矢野) <p>【賃金と物価の関係を踏まえる必要があるとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 既裁定者の物価スライドについては、賃金下落率が物価下落率を下回るような状況では債務が拡大してしまうため、そうした期間のスライドの在り方については議論が必要である。(翁) <p>【基礎年金については給付水準の調整はすべきではないとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 前回の年金改正で最終的に基礎年金については手を付けないという形で決着が着いたので、基礎年金の給付水準の調整はすべきではない。(大山) <p>【基礎年金について給付水準の調整をするべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「方向性と論点」では基礎年金の水準も調整することとしているが、第1号被保険者の定額保険料を負担可能な範囲内に収めるためには、やむを得ないのでないのではないか。(堀) <p>【基礎年金と報酬比例年金について、別個に調整をするべきとする意見】</p>
	<p>○基礎年金と報酬比例年金について、別個に給付水準の調整を行うことについてどう考えるか。</p>	

		<ul style="list-style-type: none"> 基礎年金の給付水準の下限については生活保護の基準や改定方式が手がかりになるよう思う。一方、二階部分の年金額の改定については、名目年金額下限型を採用するか、あるいはさらに踏み込んで、一定水準を超える年金については年金額の改定を当分の間凍結するということも考えられよう。<再掲>（山崎）
(3)-2 自動調整を行った場合の給付水準	○保険料を固定し、給付の自動調整を行った場合の給付水準の下限について、どう考えるか。	<p>【何らかの基準で給付水準の下限を検討すべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護基準と年金給付水準の間には直接的な関連性はないが、社会保険年金に防貧機能が期待されていることからすれば両者が全く無関係だとも言えない。少なくとも基礎年金の給付水準の下限については生活保護の基準や改定方式が手がかりになるよう思う。（山崎） 経済状況次第で所得代替率が45%以下に落ちては老後の保障にならないため、給付水準の維持については議論を深めるべきである。（大山） <p>【給付水準が大幅に下がった場合は保険料も見直すべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 将来の給付水準が定まらないため、老後の生活不安をもたらすおそれがある。給付水準があまりにも下がりすぎた場合には、保険料の見直しも必要ではないか。（堀） <p>【ILO第102号条約との関係を指摘する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険料固定方式については、給付水準が将来的に低下していくため、ILO第102号条約との関係を整理する必要がある。（小島） 我が国が批准したILO第102号条約の最低基準に抵触することにならないか検討が必要。（堀） スウェーデン型で、環境変化が大きい場合、給付水準が限度を超えて下がってしまうことについては、一定の限度を設ける必要がある。ILO第102号条約にあるような水準がひとつの目安。（近藤） <p>※ ILO第102号条約 「標準受給者（年金受給年齢の妻を有する男子）について、30年拠出した場合に従前の所得額の40%の給付を確保すること。」</p> <p>【既裁定年金についても調整するべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 年金制度に対する国民の不信感を払拭するためには、全ての世代が痛みを分かち合うことが必要。既裁定年金についても、速やかに給付水準の調整対象とするべきである。
	○現在の年金受給者に対しても、一定の給付水準の調整を求めていくことについて、どう考えるか。	

		<p>(岡本・矢野)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働力人口が減り始めた場合、現役世代の協力を得るために既裁定年金についても調整をする必要がある。(神代・山崎) ・既裁定年金も適正化すべき(物価スライドを停止した従前額保障方式)。(堀) ・平均余命の伸びに応じて既裁定年金を減額することは、生涯の受給総額が変化しないので受け入れられるのではないか。(近藤) ・本来制度としてあるべき水準として、物価スライドについて、少なくとも過去3年間停止している1.7%分も全て反映させた後の水準を前提に検討すべきである。(岡本・矢野) <p>【既裁定年金は可処分所得スライドとすべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既裁定年金にも可処分所得スライドを復活させ、現役世代の手取り賃金の伸びを反映した調整を行うべき。(小島)
(4) スライド制の在り方	<input type="radio"/> 物価変動率が賃金変動率を上回るような場合における既裁定年金のスライドについて、どう考えるか。	<p>【物価変動率と賃金変動率を比べ、低い方に合わせてスライドさせるべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃金変動率と物価変動率のどちらか低い方に合わせてスライドさせることも考えるべき。賃金・物価の上昇局面においても同様に考えるべき。(翁) ・賃金が物価を下回る時は、それを踏まえた調整をするべき。(山崎) <p>【物価変動率と賃金変動率のどちらか低い方に合わせたスライドには反対する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物価か賃金のどちらか低い方に合わせてスライドさせた場合、年金水準は現役世代と差がつく一方になる。人口減少分を調整するのは別として、現役とのバランスを踏まえて給付水準を考えるべき。(堀) <p>【物価よりも賃金を重視すべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物価水準よりも賃金水準を重視してスライドさせるべき。その場合、お互いの助け合いが実感としてわかるように、可処分所得スライドとするべき。(大山)
(5) 高所得者に対する給付の在り方についてどう考えるか。	<input type="radio"/> 高所得者に対する給付の在り方にについてどう考えるか。	<p>【高所得者への給付調整は行うべきではないとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同額の保険料を同期間拠出したにもかかわらず、所得・資産によって、一方は全額支給し、他方は減額・不支給とするのは、①保険料拠出意欲をなくし、②自助努力によって老後に備えた者を不当に差別するものであり、社会保険としての意義をなくす。

		<p>(堀)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「高齢者の経済格差に配慮した給付抑制」といっても、公正な実施ができるのか。どのように所得を調査するのか。(近藤) <p>【公的年金等控除を見直すことで対応すべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高所得者の年金を減額・不支給とすべきとの議論があるが、むしろ公的年金等控除を見直すことによって対応すべき。(堀)
(6) 年金課税	<p>○年金受給者に対しては、公的年金等控除により、現役世代と比較して優遇した措置が税制上講じられているが、世代間・世代内の公平を確保する観点からの見直しをどう考えるか。</p>	<p>【公的年金等控除を縮小するべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現役世代の拠出は非課税とした上で、高齢者を一様に弱者としてみなして税制上で優遇する現行制度を見直すとともに、拠出時・運用時非課税、受給時課税を原則徹底すべき。(井手・岡本・矢野) ・公的年金等控除については、給与所得控除の水準にまで下げるべき。(大澤) ・公的年金等控除については、当面給与所得控除の水準まで下げ、将来的には高齢者の生活実態等を踏まえた独自の水準を設定すべき。(山崎) ・給与所得のある年金受給者に給与所得控除と公的年金等控除があわせて適用されるのは、過剰な優遇。いずれか一方を選択し、給与所得と年金所得を合算して課税すべき。(山崎) ・拠出段階で非課税であること、給与所得等と比べ優遇しすぎていることから、公的年金等控除は縮減する必要がある。(堀) ・社会保険料控除によって所得税・住民税の課税ベースが狭くなっているという議論があるが、公的年金等控除の見直しによって公的年金額の多くを課税対象とすれば、この問題は解決できる。(堀) ・控除の縮減は、国庫負担の1/2への引き上げについての、財源確保に対しては有効。ただ、国庫負担は最低保障としての役割を果たすことなども絡めて、国庫負担の将来のあり方を考えていくべき。(翁) ・税制は、高齢者も現役と同様とすべき。(若杉) ・老齢年金への課税は見直すべき。(小島) ・年金課税の適正化も世代間の不均衡を早期に是正する上で効果的。(山崎) ・拠出時・運用時非課税、受給時課税の原則を徹底し、現役世代の課税最低限を上回らない水準にまで課税最低限を引き下げるべき。公的年金等控除は縮小・廃止すべき。(岡本・矢野)

	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的弱者ではない高齢者には負担を求めるという所得再分配政策を考えいくべき。(翁) <p>【上記見直しの際、生活実態等への配慮が必要とする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的年金等控除の見直しは検討しなければいけない。しかし、高齢者世代は若い世代よりも所得格差が大きいことや、年金だけに頼っている高齢者世帯が6割もあることへの配慮が必要。その他の収入と併せて控除を考えていくべき。(向山) ・年金税制は、基本的には給与所得と同じ基準によることが望ましい。ただし、改正する場合は、所得階層別に差をつけ、かつ経過措置をおいて実施することが望ましい。(神代) ・年金課税は、仕送りをしている若い世代との不公平のない制度にすべき。ただし、資産の有無など高齢者内の格差にも配慮したきめ細やかな仕組みが必要。(杉山) <p>【遺族年金・障害年金の非課税措置も見直しが必要とする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺族年金・障害年金の非課税措置については、障害者の就業所得に対する課税等との均衡を図る観点から見直す必要がある。寡婦控除・障害者控除と統合するなど、非課税措置以外の方法もある。(堀) ・遺族年金については、所得の総合課税を考えると、はじめから課税対象から除外するのはどうか。ただし遺族年金の課税については、受給世帯の生活実態を踏まえた検討が必要。(小島) ・遺族年金・障害年金の非課税措置については、有子遺族と障害者に限定すべき。(山崎) ・遺族年金が老齢年金化している現状からすれば、遺族年金を原則課税という考え方とすべきである。(井手・岡本・矢野) <p>【年金制度に還元すべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的年金等控除の見直しに伴う増税分は、基礎年金国庫負担率引上げの財源にする。(堀) ・課税見直しによる税収は基礎年金の財源に充てるべきである。(小島) ・年金税制の改革による税収を、基礎年金国庫負担2分の1への所要財源には及ばないものの、引上げの財源とすることが考えられる。<再掲>(神代) ・年金課税の見直しによる増収分は、将来世代の保険料負担増を緩和するための基礎年金の国庫負担割合の引上げや、育児等の次世代育成支援に充てるべき。(山崎)
○年金収入に対する課税を強化した場合の增收分の取扱いをどう考えるか。	

		<p>【子育て支援に充てるべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金課税の見直しによる增收分は、将来世代の保険料負担増を緩和するための基礎年金の国庫負担割合の引上げや、育児等の次世代育成支援に充てるべき。<再掲>（山崎） ・非課税になっている年金に課税し、その增收分を子育て支援、次世代育成支援に充てるべき。ただし、安易な現金給付や専業主婦にだけインセンティブがつくような時代に逆行したものでなく、「将来、年金の支え手になる人材の育成」という視点から取り組むべき。（杉山）
(7) 積立金の役割	○積立金の役割についてどう考えるか。	<p>【年金積立金は高齢化が進んだ段階における負担の軽減等の役割があるとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積立金は、高齢化のピークの保険料水準を抑え、その後においても最終保険料率を賦課保険料率より低くする役割を果たす。（近藤） ・積立金の意義は、①高齢化が進んだ段階における負担の軽減、②負担の世代間格差の緩和、③高齢化に伴う貯蓄減少に対応するための投資資金の確保、④自分の老後の年金費用は可能な限り積み立てるという自助の要素の重視という点にある。（堀） <p>【積立方式としての性格付けが必要とする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在は将来の保険料負担を軽減するための積立金であり、年金債務の考えが全くないので、積立金の運用の責任等が曖昧にされる。それぞれの長所を生かした公的年金財政にするために賦課方式と積立方式とを併用すると性格付けし、積立部分の年金債務を明らかにして財政運営を行うことが望ましい。<再掲>（若杉） ・賦課方式に偏った財政方式のリスク分散の上でも、確定給付型を含め一定の積立要素を明示的に組み込むべき。（山崎） <p>【年金積立金を取り崩すべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その時点の給付に必要な額以上に保険料を引き上げる段階保険料方式を見直し、積立金を取り崩して保険料の引上げを抑えるべき。積立金を保有しても見込みどおりの収益を上げ続けられる保証はない。（大山・山口・向山） ・賦課方式で、これほど積立金を持つ必要はない。基礎年金を税方式化すれば、その分積立金を減らすことができる。（小島） ・望ましい積立水準については、現行の給付費の 5 年分程度から、高齢化のピークに向
	○積立金の取り崩しについてどう考えるか。	

		<p>けて可能な限り抑制すべきである。(井手・岡本・矢野)</p> <p>【年金積立金を取り崩すべきでないとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金積立金を取り崩すことで当面は保険料を低くすることができるが、将来世代に対する責任を持つべき。高齢化のピークやその後における保険料の水準を考えると不適当である。(近藤) ・将来の保険料負担を考えると、現在の積立金を取り崩すことは責任ある対応とはいえない。(渡辺)
(8) 経済前提等	○財政再計算における経済前提等についてどう考えるか。	<p>【厳しい前提で試算をするべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試算は、楽観的な前提によるのではなく、少子化が与える影響や、少なくとも現状のデフレ状況からいつ脱却できるかについて予想される厳しい見通しも視野に入れた前提で行わないと、世代間の公平性について判断できるものにならない。(翁) ・経済前提の想定においては、マクロモデル等による検証を行うとともに、超長期にわたって楽観的な物の見方は止めるべきである。(井手・岡本・矢野) ・足下の厳しい経済状況が、数年で良くなると見るのは楽観的だ。今後5年くらいを考えても、しばらくは世界的な競争の厳しさが和らぐことはなく、次期再計算くらいまでこのような状況が続くのではないか。人口推計については、低位推計で考えるべきではないか。(矢野) <p>【状況が改善した場合の姿も示すべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「努力を前提に高い水準」というリスクの高い方式でなく、「努力しなければ悲観的なものになるが、努力すれば給付は高く負担は低くなる」という仕組みを内蔵した設計することが、現状では最も望ましく現実的。国民全体の努力を引き出すインセンティブを制度自体に組み込むことが望ましい。(渡辺) <p>【長期の経済前提是将来の潜在成長率から検討すべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来を見通す時に、日本経済の構造変化から過去の実績が以前と比べてあまり参考にならなくなってきた。将来の潜在成長率予想といくつかのあり得べきシナリオから考えていく必要があるのではないか。(翁) <p>【雇用者の割合及び被保険者の割合は低下するとする意見】</p>

		・労働力人口に占める雇用者の割合や、雇用者に占める被保険者の割合は、今後低下していくのではないか。（大澤）
--	--	---

検討項目	論点	委員意見
4. 国庫負担の引上げと安定的な財源の確保	○前回改正法に規定された基礎年金の国庫負担割合の引上げを、どのように実現するか。	<p>【基礎年金の国庫負担割合を2分の1に引き上げるべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来の保険料を負担可能なものとするためには、基礎年金の国庫負担割合の3分の1から2分の1への引上げが必要。(堀) ・現役世代や企業の負担が過度に重くならないよう、基礎年金の国庫負担割合を2分の1へ引き上げるべきである。(岡本) ・保険料負担の上昇をできるだけ抑制するため、基礎年金については将来的な全額税方式を射程に、国庫負担を早急に2分の1に引き上げるべき。(大山・山口・向山) ・税財源の持つメリットを活かし、保険料の上昇幅を抑えるためにも、国庫負担の割合を2分の1にすべき。(渡辺) ・国庫負担水準の2分の1への引上げの趣旨は、最終保険料率を抑えるためである。(神代) <p>【基本的には消費税や年金税制の見直しで財源を賄うこととする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎年金については、全ての高齢者に一律に支給するのではなく、一定の所得を有する高齢者は支給停止又は減額などにより給付総額の抑制を行った上で、次回改正で安定財源として消費税を活用して、基礎年金の国庫負担を2分の1へ引き上げるべきである。(岡本・矢野) ・国庫負担を2分の1に引き上げることが望ましく、その財源は、年金税制の適正化と消費税引上げによる増税分を充てるのが望ましい。(堀) ・年金税制の改革による税収を、基礎年金国庫負担2分の1への所要財源には及ばないものの、引上げの財源とすることが考えられる。(神代) ・基本的には、消費税を目的税として充てるのが望ましいが、現状では消費税の引上げは妥当でない。当面は歳出構造の見直しで対応すべき。(渡辺) <p>【基本的には一般財源で賄うこととする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国庫負担の2分の1への引上げ財源は、歳出の見直しや年金課税の見直し等により、一般財源で賄うべきである。(小島) <p>【間接税を所得保障の財源とすべきでないとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・比較的低所得で子育てをしている世帯や母子家庭など、消費性向の高い世帯にとって

	<p>は、消費税負担は不釣合いに重い。逆進性を持つ間接税を所得保障の財源とするのは不適当。（大澤）</p> <p>【国庫負担の引上げについては、低所得者や過去期間分の債務の償却に着目してもよいとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none">・国庫負担割合の引上げ分については、低所得者個人に着目した国庫負担の要素を組み込むべきではないか。また、基礎年金の過去期間分の債務の償却に重点を置いて配分するという考え方を取り入れてもよい。その場合、高齢者も相当な財源を負担することが妥当であり、仮に消費税を引き上げて対応するのであれば、それに伴う物価上昇分は年金スライドの対象から一部または全部控除する対応が必要。（山崎） <p>【国庫負担水準については国庫負担の意義や財源の議論をした上で検討すべきとする意見】</p> <ul style="list-style-type: none">・保険料も税も国民負担という点では同じである。国庫負担分を、最低保障年金として位置付けるのかといった将来像を明確にすることが必要であり、国庫負担の意義や財源の議論、るべき年金の制度設計の姿と切り離して、水準引上げの議論をすることは難しいのではないか。（翁）
--	--